

# 令和4年度第10回南関町農業委員会会議録

令和4年12月12日(月)

午後1時21分開会

南関町役場 庁議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

### 1. 開 会

### 2. 農業委員会憲章朗読

9番 城戸英次君

### 3. 会長挨拶

### 4. 議事録署名人の指名

1番 平山竜代君

2番 原口隆治君

### 5. 議 事

第36号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第38号議案 非農地判断について

第39号議案 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

報告第6号 合意解約について

報告第7号 許可不要転用届について

### 6. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 井上 繁孝君

1番 平山 竜代君

3番 大里 義明君

5番 片山 弘美君

8番 山口 勲君

副会長 打越 辰美君

2番 原口 隆治君

4番 猿渡 徳幸君

7番 末竹 信雄君

9番 城戸 英次君

## 四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

6番 福山 正英君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書 記 齋 田 士 郎 君

# 令和4年度第10回南関町農業委員会会議録

## 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時21分

### 1. 開会

○副会長（打越 辰美君） ご起立をお願いします。ただいまから、令和4年度の第10回農業委員会総会を開催いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 6番、福山委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

### 2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を9番、城戸委員さん、よろしくをお願いします。

○9番（城戸 英次君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、井上会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

### 3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

今日は第10回の南関町農業委員会の総会を開催しましたところ、本当に年末でお忙しい中に、ご出席をいただきましてありがとうございます。

今日は6番委員のほうから欠席の届けがあったということで、今年も残すところ20日をきりましたけれども、本当に本年度を振り返りますと皆さんご案内のとおりコロナ、コロナ。その他を見ますとロシア、ウクライナの侵攻ということで非常に厳しい1年ではなかったかなと思っております。農業を取り巻く環境にいたしましては、本当に私たちに関係のある肥料をはじめ生産資材の高騰、それに畜産関係では餌が相当高騰している厳しい環境の中でございますけれども、いろいろな手助けとございますか、対策も講じられている中でございますので、いろいろな申請の時期等がきたときはそれを申告なりしていただいて、支援を受けていただくならばと思っております。

また、南関町でも圃場整備が進んでおりますけれども、皆さん賢木地区を通られるとわかっておりますけれども、上長田の圃場整備が今順調に進んでおりまして、立派な圃場ができあがっている状況でございます。一度ご覧になっていただくと

ばまたほかの地区の推進の起爆剤になりやせんかなと思っているところでございます。

そういうことで、そういう中に今日は総会でございますが、今日は議案も多うございます。ということでございますが、最後までご審議のほどよろしく願いいたしまして、挨拶にします。どうもご苦労さまです。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、しばらくの間議長の席につかせていただきます。

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人として、1番平山委員、2番原口委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、議事の進行にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本総会の開催時間はできる限り短縮することとしております。事務局が行う議案書の説明については事前に資料を配付していますので、必要最小限度にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

第36号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、8件16筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

2番原口委員、申請番号多うございます。317番、318番、327番、356番について説明をお願いいたします。

○2番（原口 隆治君） それでは、説明させていただきます。こちらにつきましては現地確認のほうへ11月29日に事務局と推進委員の方と私と4名で確認してまい

りました。

最初の申請番号317番のほうですけれども、こちらは遠方に住んでおられて農地の管理ができないということで農業従事者のこちらにありますが請人の方への売却ということで、もちろん整理されておまして何も問題はない状況でありました。

続きまして、申請番号318番、こちらのほうも経営縮小ということで福岡のほうに住んでおられて、なかなか管理ができないということで、土地を贈与による所有権移転ということで農地のほうを確認しましたがけれども問題なく管理がされておりました。

続きまして、申請番号327番、こちらのほうがみかん山になりますけれども、これは経営移譲年金の受給のためということで、受給を受けられているということで、これを親父さんから子どもさんへ経営の移譲をされるということで知らされておりましたみかん山の方も管理されておまして何ら問題ないと思います。

もう1件、申請番号354番、こちらのほうは栗畑となっておりますけれども地主さんが高齢のため農地の管理ができないということで、請人へ贈与されるということで電柵等も打っており、きれいに整理されておりました。移譲は何も問題ないかと思われま。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

次の案件につきましては、私が現地確認しましたので、御報告申し上げます。

推進委員さんにも事務局のほうから連絡しておりましたけれども、都合で出席できないということでございましたので、先月の29日、事務局2名と私が現地確認に行きました。この譲られる方は請人のいとこさんにあたりまして譲受人さんは数十年前からこの農地を耕作されておまして、議案書につきましては、何ら問題はないということで確認してきましたのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、5番委員。よろしくお願ひします。

○5番（片山 弘美君） 関外目の現地にまいりまして、11月30日に事務局2人と推進委員と私と4名で現地を見てきました。表のほうは337番、2件ありまして遠方に住まれていますので、東京にいらっしゃるのだから荒れているというか耕作ができない困難かなと現地をみたところですね、田んぼにはなっていたんですけど、水のほうはもう水口がなかったんですね。すいません、これが2件ありましたので、私が今言っているのは非農地のほうを言っているのかな。

○議長（井上 繁孝君） 337。

○5番（片山 弘美君） ごめんなさい。同じ方だったので、ちょっと混乱してました。ごめんなさい。こちら同じ方ですけど、杉村さんとおっしゃって東京にお住まいで

したので、こちらは非農地として認めなければいけないかなと思ひまして。

○議長（井上 繁孝君） 337番よ。

○5番（片山 弘美君） 337番。区長さんに譲り受けるということですね。ごめんなさい。こちら実際耕作はしてあったんですけど、現地が去年のものですね、つくってあったけれど荒れておりまして、近くの区長さんが譲り受けるという形になりましたので、こちらは水口もありますし耕作できるということでそちらに耕作をお願いするというので譲り受けるという形になりました。

以上ですので、こちらは審議のほうよろしくお願ひします。2枚あったんですよ、両方にですねでも耕作はできますので、耕作放棄ではなく、実際また植えられる形で譲り受けられるということを確認しました。以上です。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番大里委員。338番と351番がありますので。

○3番（大里 義明君） 申請番号338番のほうですね。11月29日に事務局と推進委員さん、私の4名で合同にて現地調査を実施いたしました。平川さんのほうは高齢ということで平川秀明さんに売買による所有権移転ということですので既に耕作されており管理もされておりましたので、問題ないと判断いたしました。

それと351番、こちら同日に現地調査を実施いたしました。相続されます方が福岡県太宰府ということで、遠方で管理もできないということで阪井さんのほうに譲られるわけですが以前より阪井さんで耕作されておりました。田んぼのほうされておりましたので、これも問題ないものと判断いたしまして、ご審議のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第36号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第36号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第37号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は2件3筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願ひいたします。

8番、山口委員。申請番号は358番です。

○8番（山口 勲君） 申請番号358番。これは息子の嫁さんに義理のお父さんから個人の住宅を使用貸借による建設のために地目の変更になるわけです。現地も行って、敷地も広く排水も地元の区長さんに了解を得てあるということでございました。私と小原の推進委員さんと事務局と4人で見て何も問題なかったように感じました。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、9番城戸委員。申請番号は368番。

○9番（城戸 英次君） 368番の申請番号についてご説明します。11月25日に事務局と私と推進委員さんと区長さんで確認しました。当地は10年ほど前まで養鶏をされていまして、その後廃業となっておりました。それで、請人さんが同じ西豊永で経営している養鶏会社が誘致の際、鳥インフルエンザの埋設予定地ということで探しておられましてこの場所が最適ということで話し合いが行われ合意となったということです。周囲に民家施設等はなく、埋設場所としては最適と思われます。上申書等の準備もされ万が一災害があった場合は請人が弁償するという記載もありましたので、ご審議ほうよろしくをお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第37号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第37号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第38号議案、「非農地判断について」を議題といたします。

案件は1件1筆です。

本案について現地調査に出向かれた農業委員に説明をお願いいたします。

5番、片山委員。339番です。

○5番（片山 弘美君） 先ほどの方と同じなんですよね。こちら申請番号339番の説明をいたします。11月30日に事務局2名と推進委員と私含めて4名で現地を確認してきました。平成12年頃よりここは耕作放棄地だったことを伺っていました。東京にお住まいですので、現地は一切手をつけていられなかったもので、見たところ田んぼと言われるけれど水路もなく、耕作はできないな。復旧も難しいな。と

思いましたので、非農地として判断しました。

審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第38号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第38号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、第39号議案、「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画を一括方式により設定したものです。設定予定の筆数は5筆、面積は合計1万765㎡です。

それでは審議に入ります。何かご意見ご質問ございませんか。ありませんか。

今までは個人での貸し借りが多うございましたけれど、今は一括で農業公社が一括してするようになっておりますので。ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決をいたします。

第39号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第39号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして報告第6号です。「合意解約について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配付済みですので、これまでで終了させていただきます。

続きまして、報告第7号、「許可不要転用届について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配付済みですので、これで終了させていただきます。

これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。これを持ちまして、議長の席を降りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） 起立。これを持ちまして、令和4年度第10回の南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後1時43分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人